

令和6年度地熱発電理解促進にかかるテレビ放送等事業委託業務に関する仕様書

1 委託する業務名

地熱発電理解促進にかかるテレビ放送等事業委託業務

2 目的

大分県は地熱発電による発電量が全国一位であり、全国の地熱発電所で作られる電力の約三分の一を占めている。県内にはまだ多くの地熱資源があると期待されているが、地熱開発による温泉などの地下資源への影響等を心配する声も一部にあると考えられる。

新たな地熱資源開発へ向けては、開発地点の近隣住民等の理解を得ることが不可欠であり、そのためには地熱発電についての理解向上が必要である。本事業では、テレビ放送を通じて開発地域等の住民はもとより、県民全体の地熱発電への理解を促進することで、新たな地熱資源開発の推進に資することを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年1月31日まで

4 業務内容

(1) 地熱発電の理解を促進するテレビ放送用映像の制作

① 映像の企画

- ・ 映像の内容は、企画提案公募の際に提案した企画を元に大分県と協議して決定する。
- ・ 映像の内容は、県民の地熱発電への理解を促進するため、仕組み、意義及び課題等ができるだけ分かりやすく、楽しく伝わるものとする。
- ・ 大分県が映像の内容に不相当と認める箇所がある場合は、修正させることができる。

② 制作本数

- ・ 企画提案公募の際に提案した本数

③ 納品

- ・ すべての映像制作完了後、DVD1本を提出すること。

(2) 地熱発電の理解を促進するテレビ放送用映像の放送

① 放送時間 1回あたり3分から5分程度（企画提案公募の際に提案した時間）

② 放送期間 契約締結日から令和6年12月31日まで

③ 放送日時 ②の期間中、可能な限り視聴率が高いと見込まれる日時（企画提案公募

の際に提案した日時)とする。なお、既存の番組内での放送も可

- ④ 放送回数 企画提案公募の際に提案した回数
- ⑤ 字幕放送 字幕放送を付加すること。

(3) 地熱発電の理解を促進するテレビ放送用映像に係る大分県ホームページ用動画等の作成

- ① 映像は、オープニングから本編終了までとする。
- ② 映像データは、M p e g 2またはM p e g 4形式とし、表示サイズは、6 4 0 × 3 6 0 (1 6 : 9) として大分県に納品すること。
- ③ 大分県ホームページへの掲載期間は、特に定めない。ただし、出演者の掲載について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。
- ④ 映像は原則1 2か月以上、YouTubeにも掲載すること。

5 成果目標

本事業の成果目標は、企画提案公募の際に提案した視聴率とする。

6 再委託できる範囲

撮影、編集、音入れ、アニメーション製作等、業務の効率化及び番組内容の充実に資する部分については、再委託できるものとする。